



歴史民俗資料館が使用する建物は、今から126年前の明治19年（1886年）に建てられ、旧神崎郡役所として使用されてきました。現在の場所に移築されたのが30年前のことであり、今年の10月に資料館は開館30周年を迎えます。

今回は、明治の時代に建てられ、現在は県指定の有形文化財にも指定されている旧神崎郡役所の建物の魅力についてご紹介します。

一見すると優美な洋館ですが、これは擬洋風（ぎやうふう）といって、洋風建築を模した和風建築なのです。ですから、洋風の見目にもかかわらず、木造の寄棟造りで日本瓦が葺かれています。

そして、まず目につくのが2階建ての大きな玄関ポーチではないでしょうか。兵庫県

「旧神崎郡役所の建築様式とその魅力」

内に残る旧郡役所のなかでも、このような2層式の玄関を持つのは、この旧神崎郡役所だけなのです。

また、この玄関ポーチを支えている柱も旧神崎郡役所の大きな特徴の一つで、1階部分は角柱、2階部分は円柱になっています。これらの柱は、ギリシャ建築の三大様式の一つであるコリント式建築を取り入れたものです。コリント式の柱の特徴は、柱の上部にアカンサス（ハアザミ）

という植物の葉が彫刻されている点で、ギリシャの建築様式のなかでも最も優美なものです。

さらに、外観だけでなく、内装にも工夫が施されています。館内のガラスや階段の手すりなどは、すべて手作りであるほか、1階の元郡長室には、洋風暖炉も設けられています。この建物が建設され

た当時の福岡の人々にとって、旧神崎郡役所は、明治の文明開化を象徴する建造物であるとともに、地域の自慢の建物であったに違いありません。



ギリシャ建築のコリント式円柱を模したアカンサスの葉の彫刻



辻川山演奏会
『フルート演奏会』

歴民にフルートの音色を響かせよう！

フルートの奏でる透き通った音色に癒されてみませんか。子どもから大人まで楽しめるプログラムでお待ちしています。

出演 竹内愉美子さん
日時 7月21日（土） 13:30～
場所 歴史民俗資料館
申し込み先 歴史民俗資料館
☎22-5699

～プログラム～

崖の上のポニョ
ミッキーマウスマーチ
夕焼け小焼け
マル・マル・モリ・モリ！
ほか



夏休み企画 柳田國男生家で頭の体操！

子曰わく

「故き温ねて新しきを知れば、以って師と為るべし。」

（解説）昔の人の教えや過去のことについて知り、そこから新しい考え方や取り組み方を見つけることができれば、人を教える先生とすることができる。

生家で論語を学ぼう！

日時 8月18日（土）
10:00～10:45
場所 柳田國男生家

紙芝居「柳田國男物語」

日時 8月19日（日）
13:30～14:30
場所 柳田國男生家



持ち物 筆記用具 座布団
連絡先 柳田國男・松岡家記念館
☎22-1000

思い出のシャウプ勧告

町長
嶋田正義

歳を重ねるにしたがって小さい時のことを思い出します。国会で社会保障と税の一体改革が審議され、消費税増税が衆議院で可決されました。

私は、税が話題になるたびに、中学校での社会科の授業を思い出します。2年生の時（昭和24年）、アメリカからシャウプ税制使節団が来日し、税制改革勧告を発表。授業で内容が紹介されました。

①自主申告制（所得は各人が申告する）

②能力に応じた累進負担（所得が多くなるほど税率が上がる）

③生活費に課税しないの3つが示されました。

中学生ではありましたが、なるほどと、先生の説明と板書に相槌を打ちました。

相槌を打つ時は、自分の思いと同じであるか、自分の水準よりすばらしい場合です。60年以上も前のことですから記憶違いがあるかもしれませんが、ひどく感動したのを憶えています。

戦いに敗れ、国土は焦土と



化し、産業も財政も大変な状態でした。そんな中であつて、執念を燃やし復興への取り組みを進め、今日の日本の礎を築きました。シャウプ勧告は復興への足取り、とりわけ財政再建に大きな役割を果たしたのではないかと思います。

いま、3・11の震災、百年目と言われる経済危機で、政治も経済も戦後と似たような状況にあります。今回可決された消費税増税は、シャウプ勧告の精神からかなり離れているように思えます。

戦後の社会は「努力すれば報われる」を実感できるものでした。いまは「働いても働いても暮らしては楽にならない」と言われ、貧富の格差が広がっています。

今度はシャウプ勧告の全文を読んでみようと思つていま

食育通信

～みんなで食育を実践しよう～

田原小学校3年生が、もちむぎのやかた北側で「田原小学校もち麦農園」として、もち麦を育てています。

現在の3年生が、昨年の12月21日に3うねに種まきをして5か月。5月22日には、草ひきと観察をしました。うねの間に入っていくと、ちくちくして大騒ぎとなりましたが、「大きく育ってね。」という思いを込めて作業しました。

穂が黄金色になった6月15日には刈り取りをしました。初めての収穫作業で山積みになったもち麦を見て、「たくさんとれたよ。」と、みんな大喜びでした。

福崎町の特産であるもち麦に関心を深め、もち麦を使った料理やお菓子づくりを通して、「食」に関心を持ってくれることを期待しています。

「広げよう もちむぎの輪」

田原小学校



▲5月22日 草ひき



6月15日 麦刈り▶

6月15日に
NHKで
紹介されました



朝ごはん ぼくの大事な エネルギー
(平成23年度食育標語)

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

阪神・淡路大震災の教訓を生かした助け合いの制度

地震・台風・洪水・落雷など
あらゆる自然災害に対応



住宅をお持ちの方の 住宅再建共済制度

年額5,000円で

最大600万円の給付！

※市町が発行する災害証明書で半壊以上の設定に限ります



住宅にお住まいの方の 家財再建共済制度

年額1,500円で

最大50万円の給付！

※市町が発行する災害証明書で床上浸水以上の認定に限ります



賃貸、借家にも
お住まいの方も
入れます！

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金 TEL078-362-9400

<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>

生活科学 センター だより

保証人って何？

〔相談①〕

5年前、夫が事業を展開していくため銀行から融資を受けた。その際に連帯保証人になったが、最近是不況で苦しい経営状態が続いている。今月、代弁請求され、10万円支払った。このまま毎月、代弁請求されるのかと思うと憂鬱だ。連帯保証人をやめることはできないのか。

（50歳代女性・会社員）

〔相談②〕

娘が他県でアパートを借りることに、夫が、保証人になってほしいと依頼された。契約書類に実印を押し、印鑑証明が必要だという。印鑑証明などの必要性を知りたい。

（50歳代女性）

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



〔アドバイス〕

今月は2つの相談事例より、保証人になるとどんな義務を負うのか考えましょう。

「保証債務」については民法で定められています。

例えば、AがBに100万円を貸して、Bの友人Cに保証人になってもらう場合です。AとCの間で結ぶ契約を「保証契約」といい、Aを「債権者」、Bを「主たる債務者」、Cを「保証人」といいます。もし、Bが返せなかったらCが代わりに100万円を払わざるを得ないのが「保証債務」です。

融資を受ける時、不動産などの購入時にローンを組む時、アパートの賃貸借契約などの契約時に、事業者は契約者に保証人をたててもらい、損失がないようにします。契約者

（債務者）が支払えなくなった時に、保証人が代弁返済する義務を負うのです。

そのため、保証契約を結ぶ時に、保証人になることを了承するという意味で、実印を押し印鑑証明を添付します。知らない間に保証人にされていたら大変ですからね。

それから、保証債務には「保証人」と「連帯保証人」があつて、連帯保証の方が、より強力な保証になります。「保証人」は、まず主たる債務者に請求してくれ、主たる債務者の財産に強制執行してくれと言ふことができます。しかし、「連帯保証人」は、それが言えず、いきなり代弁請求され、いきなり財産に強制執行をかけられます。

「保証債務」は、主たる債務者が全額返金するまで責任を免れません。また、事業者が保証人を解除しなければ一方的にやめることはできませんので、「保証契約」は慎重にしましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ

（☎22・4977）

夏休み親子教室 参加者募集！

日時 8月3日(金) 9:30~14:00

場所 生活科学センター

内容 (小学生・保護者対象)

①調理実習

地元でとれたお米や野菜、もちむぎを使って楽しく実習をします。

②エコ学習

環境の大切さについて兵庫県立大学の学生といっしょに学習します。

参加費 無料

募集人数 40人

申込締切 7月20日(金)

申込先 生活科学センター

※子どもだけの参加もできます。
(小学生高学年に限る)

共催 福崎町消費者の会



秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時~16時
神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。
(月曜日は休館日)

「2012なかはりま・ 夏の消費生活創造まつり」

日時 8月8日(水) 10:00~15:00

場所 兵庫県立こどもの館(姫路市太市)

内容 リサイクル工作や石けん作り、紙芝居や寸劇など、親子で消費生活に関する知識を習得できる催しが盛りだくさんです。

問い合わせ先 兵庫県中播磨消費生活創造センター

☎079-281-9601



親子福祉体験

高岡小学校4年(当時)

山口華永

6月17日、金曜日の5時間目に、親子で点字をしました。4年生の教室で、4年生でした。とてもどきどきしました。

いよいよ、点字スタート。教えてくださったのは、石原さんと、むねとしさんです。石原さんは、福岡点字の会の会長さんです。

点字で使うものは、点字板と点筆と定規です。点字板に紙を置いて、定規でおさえま。あなたと思うところを点筆で押してみると、プツツ、プツツと、音が鳴りました。

その音は、点字が書けているしよこの音です。とてもおもしろいです。

点字を打っていると、目の見えない人は、点字を覚えて、点字の本を読んだりして、く

らしておられるんだなと思いました。そして、点字を生かして、生活しておられるんだなと思いました。

私が、点字を打つときに、

「ああ、もうだめ。」

「手が、しんどい。」

「むずかしい。」

などずっと言っていたら、お母さんに、

「何言ってるん。目の見えへん人は、こんなことを毎日されてるんやで。」

と言われました。そして、上手にできたときは、

「よっしゃ、がんばったからできたんや。」

とほめてくれました。最初は、どきどきで、きちょうしていたけれど、少しずつお母さんの手を借りずにできるようになりました。

最後に、一人ずつ自分だけの特せいのしおりを作りました。しおりの紙は、石原さんたちが切っておいてくださいました。

私はその紙を定規の下にしんちょうに置いて、はさみました。1字1字でいねいに点筆で、「やまぐちはなえ」と押していきましました。

プツツ、プツツ、

プツツという音が、

とてもリズム良く聞こえます。うまくあながあいているしよこです。

「できたっ。」

見た感じは、白い紙にプツプツが付いているだけですが、このプツプツは私の名前です。私が一人で作った、世界で一つだけの私の名前が入ったしおりです。

とてもうれしかったです。これからも、点字をいっぱい学びたいと思います。

わたしたちの学級



八千種小学校3年(当時)

小松玲菜

わたしたちの学級目ひょうは、「いっしょにあそぼ!」と



福岡小学校5年(当時) 藤本侑希



福岡東中学校3年(当時) 岡本龍篤

声かけ合って、友だちいっぱい三の一です。でも、1学期は、その目ひょうに、あまり近づけませんでしたが。みんな同じ気持ちだと思っています。学級目ひょうや学級のはたをみんなで協力しながら作りました。でも、作っていると、きは、友だちと仲よくしていたのに、あまりみんなであそんでおもしろかったなということが少なかったです。2学期は、みんなであそぶことをふやしたいです。そのために、みんなであそべるあそびのアイデアをどんどん出します。また、係の活動を、くふうしたいです。

みんなが楽しめるアイデアを出し合い、もっと仲よしの学級にしたいです。みんな楽しい学級をめざして。

人権標語

君は君らしく

君でいればいい

福岡東中学校2年(当時) 松井穂乃香

あいさつをすれば広がる

地域の笑顔

福岡西中学校2年(当時) 岡本健哉

おもいやる 心がつなぐ

えがおのわ

福岡小学校3年(当時) 福井康太

あいさつは 人と人との

つながる 出発点

田原小学校6年(当時) 中井風輝

ともだちは げんきをはこぶ

たからもの

八千種小学校2年(当時) 中塚恵子



八千種小学校1年(当時) 安田千夏

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりから保険料をお支払いいただきます。みなさんには、7月13日に送付する「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直されます。

保険料率

	平成22・23年度	平成24・25年度
均等割額	43,924円	46,003円
所得割率	8.23%	9.14%

〈保険料の計算方法〉

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。平成24年度は保険料額（年額）の上限が50万円から55万円に変更となります。

①均等割額

46,003円

②所得割額

（平成23年中（1～12月）の
総所得金額等（※）
－ 33万円）× 9.14%

①＋②

平成24年度保険料額
（最高限度額55万円）

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

〈保険料の支払方法〉平成24年度の保険料の支払方法は、次の2通りとなります。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特に手続きの必要はありません。

申し出により口座振替のお支払いに変更することができます。希望する方は税務課の窓口までお越しください。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。



新しい被保険者証を送付します

○被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成23年中の所得により算出された平成24年度の住民税課税所得と平成23年（1月から7月までは平成22年）中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

※平成24年度（平成24年8月1日）以降の一部負担金の割合の判定について

平成24年度分からの地方税における扶養控除の見直しに伴い、療養の給付を受ける日の属する年の前年（1月から7月までの場合は前々年）の12月31日時点で、被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の者がいる場合、住民税課税所得から、下記の金額の合計額を引いた金額により、一部負担金の割合を判定します。

●16歳未満の者の人数×33万円 ●16歳以上19歳未満の者の人数×12万円

○限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。）

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証といっしょに送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、申請してください。

問い合わせ先

- ・資格に関すること 健康福祉課（内線355・356）
- ・保険料に関すること 税務課（内線342）
- ・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021